

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）について

I. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整備を図るもの。

II. 概要

1. 障害者自立支援法施行令の一部改正

(1) 同行援護の創設関係

同行援護については、厚生労働大臣が定めるものを除き、障害程度区分の判定は必要ないこととする。（障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 10 条）

(2) 特定障害者特別給付費の対象拡大関係

特定障害者特別給付費の支給の対象となる障害福祉サービスに共同生活介護、共同生活援助及び重度障害者等包括支援を加えるとともに、これらのサービスを行う指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けた特定障害者に対し、共同生活住居における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額）を支給することとする。（令第 21 条の 2 及び第 21 条の 3）

(3) その他

上記に加え、条項ずれの修正等所要の改正を行う。

2. 児童福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行令の一部改正

同行援護について、やむを得ない理由により市町村が行う措置の対象となる障害福祉サービスに同行援護を追加する。（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 26 条第 1 項及び身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 18 条）

3. 関係政令の改正

消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）その他関係政令につき、整備

法の施行に伴い必要となる条項ずれの修正等所要の改正を行う。

Ⅲ. 施行期日

平成 23 年 10 月 1 日（予定）

（参考）整備法の施行期日

平成 22 年 12 月 10 日に公布された整備法の施行期日は、改正規定ごとに、公布日、政令で定める日、平成 24 年 4 月 1 日等に分かれているところである。これらのうち、政令で定める日に施行される規定は以下に掲げるとおりであり、これらの施行期日は平成 24 年 4 月 1 日とする予定である。ただし、①及び③の施行期日は平成 23 年 10 月 1 日とする予定である。

- ① 障害福祉サービスに同行援護を追加する規定（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条）
- ② 指定障害福祉サービス等に係る利用者負担の応能負担への見直し（法第 29 条第 3 項及び第 4 項、法第 30 条第 2 項、法第 58 条第 3 項並びに法第 76 条第 2 項）
- ③ 特定障害者特別給付費につき、共同生活介護や共同生活援助等への対象の拡大（法第 34 条）
- ④ 業務管理体制の整備等（法第 51 条の 2 から第 51 条の 4 まで）
- ⑤ 補装具を含む高額障害福祉サービス等給付費に係る規定の創設（法第 76 条の 2）
- ⑥ 児童福祉法の改正（障害児施設給付費の額の応能負担への見直し（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 2 等）、業務管理体制の整備等（同法第 24 条の 19 の 2 から第 24 条の 19 の 4 まで））
- ⑦ その他関係法律の改正（上記改正に伴う条項ずれの修正等）